

～ 国際研修 ～

中国行政訴訟法・行政関連法研修報告

国際協力部教官

江 藤 美紀音

1 中国行政訴訟法の現状

現行の中国行政訴訟法は、1989年4月4日に制定（1990年10月1日施行）された。以後、2011年末までの行政事件の一審受理件数は約180万件、近年は年間10万件を超えている。¹このように、中国では行政訴訟事件が激増する一方で、現行法は社会の変化に合わせて多様化した行政訴訟事件に適合しないなど問題が多い。最高人民法院はこれまでに10件余の司法解釈を発出して問題解決を試みてきたが、学会や社会からはなお行政訴訟法改正を求める強い声がある。

そこで、全国人民代表大会常務委員会は、第11回立法計画（2008年～2013年）において、行政訴訟法の改正を掲げ、起草担当部署である法制工作委員会行政法室は、2012年12月に行政訴訟法改正の第一案を常務委員会に提出することを目指している。

2 行政訴訟法・行政関連法支援のスタート

2010年、法制工作委員会行政法室がJICA（国際協力機構）に対し行政訴訟法の改正支援要請を行った。法務総合研究所国際協力部は、これまで民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトなどで中国支援を行ってきた経緯から、JICAの行政訴訟法改正支援に参画することとし、2010年11月、同志社大学法科大学院客員教授の村上敬一先生を講師として現地セミナーを実施、日本の行政事件訴訟法について紹介し

た。2012年からは本格的に行政訴訟法及び行政関連法に関する法整備支援を行うことになり、同年3月にはアドバイザーグループを結成、同年7月から3年間の計画で、中国行政訴訟法及び行政関連法支援が開始した。

3 第1回本邦研修の実施概要

2012年7月10日から同月18日まで、東京及び大阪で第1回目となる本邦研修（中国国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」）を実施した。

研修日程及び研修員については、別添の日程表、研修員名簿のとおりである。

今回は、今年末に第一次草案を提出予定の行政訴訟法に加え、中国側の要望により、出入国管理法に関する講義等も取り入れた。以下、研修の内容について、概説する。

(1) 日本の法・司法制度全般・国際協力部の取組について

今回は初回の訪日研修で、しかも初めての来日という研修員も多かったことから、冒頭に日本の法・司法制度全般についての講義を行った。この講義を通じて日本法制度の基礎知識を習得し、後に続く講義等の理解の促進に役立てることができた。中でも違憲審査権について関心が高く、違憲審査はどの裁判所で行うか、違憲審査の判断基準は何かなどの質問がなされた。

(2) 現行の行政法室の取組、アドバイザーグループとの座談会

この時間は、黄海華研修員が中国行政訴訟法の基

¹ 例えば、日本の2011年度の全国地方裁判所行政訴訟事件新受件数が2287件であったのと比較すれば、事件数の膨大さは歴然である。

本制度と近年の論点²について、李輝研修員が最近成立した中国出境入境管理法の概要などについて発表し、これに引き続いてアドバイザーグループとの意見交換を行った。

もつとも、このような研修員側からの発表については、一部の研修員から時間の節約のためにペーパー提出のみにしてほしいとの意見もあった。しかし、我々にとって中国側立法担当者から直接情報収集で



黄研修員

きる機会であり、研修運営上参考になる点も多い。今後もこのような機会は設けたいと考えている。

(3) 行政事件訴訟法改正経緯と今後の課題

法務省民事局参事官室の小林康彦参事を講師に迎え、日本の行政事件訴訟法平成16年改正のポイントについて講義を実施した。研修員の関心が強かったのは、法改正による訴訟類型の拡充で、中でも差止訴訟についての関心が最も高く質問が集中した。

(4) 日本の出入国管理制度

法務省入国管理局参事官室の占部祥局付、法務総合研究所研修第三部の西川義昭教官による出入国管理制度に関する講義を実施した。研修員からの質問は今回の出入国管理及び難民認定法改正のポイント、施行まで3年を要した理由、退去強制手続など多岐にわたり関心の高さがうかがわれた。折りしも、研修員が来日した7月9日は日本の改正出入国管理法施行日にあたっていたため、研修員は成田で入国す

² 近年の論点として、行政訴訟類型、受理範囲、合理性審査、執行停止の問題、訴訟と復議との関係、原告適格の確定と公益訴訟の問題などが挙げられた。

る際に、入国手続の混乱から1時間も足止めされ、改正法を身をもって体験したようである。

(5) 日本の訟務制度

法務省大臣官房訟務部門の永谷典雄企画課長を講師に迎えて、日本の訟務制度についての講義を実施した。中国には訟務制度がないため研修員の関心は高く、その運用実態や訟務部門と行政庁とが意見対立した場合の調整方法などの点についても質問が及んだ。

(6) 中国行政訴訟法改正に関わる問題点の検討

①、②

この時間は中国側から予め提出されていた質問事項に対する回答及び意見交換を実施し、講師はアドバイザーグループ委員の村上敬一先生（同志社大学法科大学院客員教授）、市橋克哉先生（名古屋大学大学院法学研究科教授）、本多滝夫先生（龍谷大学大学院法務研究科教授）に担当していただいた。なお、中国側の質問事項は、行政訴訟の種類、事件受理の範囲、行政の自由裁量に対する合理性審査、執行停止、公益訴訟で、これらは次回改正の重要なポイントとなる部分である。もつとも、2コマの講義時間は議論に不十分であったらしく、研修員からはもっと時間がほしかったと要望が複数あがった。今後の参考としたい。

(7) 国税不服審査手続

この時間は、大阪国税不服審判所、大阪国税局から、国税不服申立手続について講義をしていただい



検討会の様子（左：村上教授，中：市橋教授）

た。日本の行政訴訟事件は国税と入管の事件が多く、これらの不服申立制度を理解することは日本の行政訴訟実務を学ぶ上で重要である。研修員は、租税訴訟において不服申立前置主義が採用されている理由、1970年に国税不服審判所が設立された理由などについて関心を示していた。

(8) 大阪地方裁判所行政部訪問

大阪地方裁判所を訪問し、行政部・労働部裁判官との意見交換を行った。大阪地方裁判所では、概ね年間250件前後の行政訴訟事件を受審しており、出入国・難民認定訴訟、社会保障関係訴訟、地方自治関係訴訟が多いこと、原子力発電所の運転停止を求める訴訟のように社会的に注目される事件も多いことなどといった説明がなされた。研修員は、日本の裁判官の裁判に臨む姿勢に関心を寄せ、例えば、刑事施設での処遇や交通違反関係の処分を争う本人訴訟が増えていること等の説明がされると、当事者主義の前提のもとで、対等でない個人と行政庁とのバランスを裁判所がどのように取っているのかなどと質問をしていた。また、判決内容がおかしくても当該裁判官に対する直接の不利益はない説明を受け、裁判官の独立が不十分な中国と比較して、日本の司法権の独立が貫徹されていることに新鮮な驚きを感じたようである。

(9) 大阪入国管理局訪問

研修の最終日に大阪入国管理局を訪問し、収容場や窓口などを見学し、担当者との意見交換を行った。



大阪入管見学の様子

また、説明には入国管理局にある中国語のDVDやパンフレットを利用したため、研修員には分かりやすくと好評であった。さらに、研修員は、情報開示請求の件数やその内容、永住許可の基準など実務的な問題についても熱心に質問し、いずれについても入管担当者から丁寧な説明をしていただいた。

4 今後の支援について

今後3年間の支援では行政訴訟法等を中心とした支援を継続していく予定であるが、他方で、中国側は多様化する立法ニーズにあわせて環境法等多岐にわたる法分野の支援も要望しているので、これに対応していくかが今後の課題である。なお、行政訴訟法改正支援は、第1次草案提出後も全人代は同法改正案の審理を継続する予定のため、次回現地セミナーも、引き続き行政訴訟法をテーマとして取り上げる予定である。



ICD 国際会議室にて

平成24年度 第1回中国国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」 日程表

[担当教官:江藤教官, 事務担当:横山主任専門官, 北口専門官]

平成24年6月12日現在

| 月日 | 曜 | 10:00 | 12:30 | 14:00 | 17:00 | 備考 | 場所 | |
|---------------|---|--|-------|---|------------------------------------|-----|----|----|
| 7 /月 9 | | (来日)北京発ー羽田着 CA181便 12:50 羽田着 | | | TIC ブリーフィング ICD オリエンテーション | TIC | 東京 | |
| 7 /火 10 | | 日本の法・司法制度全般・国際協力部の取組について | | 現在の行政法室の取組(行政訴訟法改正, 出境入境管理法改正を中心に) AG委員との座談会 | | | 東京 | |
| | | 法務総合研究所国際協力部教官 江藤 美紀音 共用会議室 | | 同志社大学法科大学院客員教授・弁護士 村上 敬一 名古屋大学大学院法学研究科教授 市橋 克哉 龍谷大学大学院法務研究科教授 本多 滝夫 法務省民事局参事官室局付 村松 秀樹 共用会議室 | | | | |
| 7 /水 11 | | 行政事件訴訟法改正経緯と今後の課題 | | 日本の出入国管理制度 | | | 東京 | |
| | | 法務省民事局参事官室参事官 小林 康彦 共用会議室 | | 法務省入国管理局参事官室局付 占部 祥 法務省法務総合研究所研修第三部教官 西川 義昭 共用会議室 | | | | |
| 7 /木 12 | | 日本の訟務制度 | | 中国行政訴訟法改正に関わる問題点の検討① | | | 東京 | |
| | | 法務省大臣官房訟務部門訟務企画課長 永谷 典雄 共用会議室 | | 同志社大学法科大学院客員教授・弁護士 村上 敬一 龍谷大学大学院法務研究科教授 本多 滝夫 共用会議室 | | | | |
| 7 /金 13 | | 中国行政訴訟法改正に関わる問題点の検討② | | 12:15～ | 移動(東京→大阪) | | 東京 | |
| | | 同志社大学法科大学院客員教授・弁護士 村上 敬一 名古屋大学大学院法学研究科教授 市橋 克哉 共用会議室 | | 所長主催 意見交換会 | | | | |
| 7 /土 14 | | 休日 | | | | | | 大阪 |
| 7 /日 15 | | 休日 | | | | | | 大阪 |
| 7 /月 16 | | 海の日 | | | | | | 大阪 |
| 7 /火 17 | | 国税不服審査手続 | | 大阪地方裁判所行政部訪問・意見交換(～16:30) | | | 大阪 | |
| | | 大阪国税不服審判所 審判所長 西川知一郎 審判官 鳥田 真人 大阪国税局 総括主査 平澤伊佐男 訟務専門官 村上幸隆 ICD | | 大阪地裁 | | | | |
| 7 /水 18 | | 大阪入国管理局訪問(見学・意見交換) | | 評価会・進行協議(15:00～) | | | 大阪 | |
| | | 大阪入国管理局 | | | | | | |
| 7 /木 19 | | 帰国 関空発ー北京着 CA928便 13:50 関空発 16:00 北京着 | | | | | | |

※TIC=JICA東京国際センター, ICD=法務総合研究所国際協力部

平成24年度 中国国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」研修員

| | |
|----|---------------------------|
| 1 | 童衛東 |
| | Mr. TONG Wei Dong |
| | 全国人大常委会法制工作委员会行政法室副主任 |
| 2 | 田燕苗 |
| | Ms. TIAN Yan Miao |
| | 全国人大常委会法制工作委员会法規備案審查室副巡視員 |
| 3 | 寧曉路 |
| | Mr. NING Xiao Lu |
| | 全国人大常委会法制工作委员会弁公室調查研究員 |
| 4 | 黃海華 |
| | Mr. HUANG Hai Hua |
| | 全国人大常委会法制工作委员会行政法室副處長 |
| 5 | 李輝 |
| | Mr. LI Hui |
| | 全国人大常委会法制工作委员会行政法室主任科員 |
| 6 | 田林 |
| | Mr. TIAN Lin |
| | 全国人大常委会法制工作委员会行政法室副主任科員 |
| 7 | 張曉瑩 |
| | Ms. ZHANG Xiao Ying |
| | 全国人大常委会法制工作委员会行政法室副主任科員 |
| 8 | 周雍 |
| | Mr. ZHOU Yong |
| | 江西省人大常委会法制工作委员会副主任 |
| 9 | 曹建強 |
| | Mr. CAO Jian Qiang |
| | 湖北省人大常委会法規工作室處長 |
| 10 | 李広宇 |
| | Mr. LI Guang Yu |
| | 最高人民法院行政審判庭副庭長 |